

当初契約額が10億円以上の建設工事の変更契約手続の改正について

1. 改正の趣旨

当初契約額が10億円以上の建設工事を対象とした「建設工事請負代金額変更の取扱いの試行について」（平成15年12月1日制定）を廃止します。

2. 廃止後の取扱い

廃止日以降の当初契約額が10億円以上の建設工事の変更契約については、当初契約額が10億円未満で行なわれている変更契約の取扱いと同一とします。

3. 廃止日

平成21年12月1日

※ 廃止日以降に変更協議を開始する建設工事から、今回の改正を適用します。